

令和8年1月26日(月) 裁決の概要

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び審査請求の内容	裁決の概要
1	独立行政法人 環境再生保全 機構	埼玉県秩 父郡の男 性	著しい呼吸機能障 害を伴うびまん性 胸膜肥厚 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったとして認定申請をしたところ、処分庁において令和6年8月22日付けで当該認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同年11月11日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人の職業歴及び居住歴によれば、請求人が石綿にばく露した可能性が高いと認めることはできない。また、放射線画像診断では、両側側胸壁に頭尾方向に広がるびまん性胸膜肥厚は認められなかった。なお、請求人には、著しい呼吸機能障害があることが認められるが、びまん性胸膜肥厚以外の疾患又は病態によるものと考えられる。</p> <p>よって、請求人が石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったとは認められないから、原処分は相当である。</p>